別記第2号様式

|  |  |
| --- | --- |
| 備考  一　掲示は、横八十五センチメートル、幅六十センチメートル以上のものとする。  二　掲示は、投票所内の選挙人の見易い場所に一枚以上行なうものとする。 | における（）は、　　　年　　月　　日した（九十一（百三）のによりたることをしたものとみなされた）（八十六九のによりのをされた）ので（）にするは、になります。  　　年　　月　　日  長洲町選挙管理委員会 |